

## 6 国及び県の動き

### (1) 国の動き

国は、平成 25 年に、「消費者教育の推進に関する法律」第 9 条に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。これは、消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者政策との連携に関する事項を定めたものであり、都道府県及び市町村が策定する消費者教育推進計画の基本となるものです。

また、基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教職員、消費生活相談員、地域福祉関係者、その他の幅広い消費者教育の担い手の指針でもあります。

現行の基本方針は、令和 5 年度から令和 11 年度までの 7 年間を対象期間としています。消費者教育の充実・強化に向け、消費者を取り巻く現状と課題を踏まえ、以下のとおり基本的視点を規定しています。

#### 基本的視点

- ・「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」・「考える」
  - ・「行動する」ことを促進
- ・多様な消費者の特性を踏まえたきめ細やかな対応（特に若年者、高齢者等）
- ・デジタル化への対応
- ・消費者市民社会の一員としての行動を促進

### (2) 県の動き

静岡県は、消費生活に関する施策を総合的に推進するため、それまで個別に策定していた「静岡県消費者行政推進基本計画」と「静岡県消費者教育推進計画」を、令和 4 年 3 月に、「静岡県消費者基本計画（以下「県基本計画」という。）」として一体的に策定しました。

県基本計画では、目指す姿として「持続可能な未来に向けた安全・安心で豊かな消費生活」を掲げ、消費者・事業者・行政機関の共創によって、持続可能な未来に向け、誰一人取り残すことのない、安全・安心で豊かな消費生活の実現を目指しています。

その実現のため、「人が幸せになるエシカル消費の推進」、「成年年齢引下げに対応した若者の消費者教育の推進」、「高齢者の見守り体制の強化」等を消費者教育に係る重点施策として掲げています。

令和 7 年度には、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間を計画期間とする「第 2 次静岡県消費者基本計画」を策定しているところです。